

資料の弁償基準について（内規）

1 弁償の対象

(1) 紛失（盗難（本人の過失による場合を除く）、災害による被害に伴う場合は免除
※被害届の受理番号、罹災証明書必要）

(2) 汚損

- ① 文字（情報）が判別できない状態にあるもの（図書、雑誌のみ）
- ② 今後の利用に堪えない状態であるもの

(3) 破損

2 資料（図書、雑誌）の弁償基準

(1) 紛失

- ・本人の過失による紛失（ページの紛失を含む）

(2) 水濡れ（雨、飲み物等による）

- ・色がついたもの、変色したもの
- ・波打ち、歪み等、形状が変わったもの
- ・カビの生えたもの
- ・返却時に濡れているもの（修復可能の場合を除く）

(3) 汚れ、染み

- ・飲食物等による汚れ、染みがあるもの
- ・汚れや染みが本文や絵にかかっているもの
- ・汚れや染みが本文や絵にかかっていなくても複数ページまたは数か所に及ぶもの

(4) 書き込み（落書き、線引き、丸印等）

- ・消すことが困難な書き込みがあるもの
- ・消せた場合でも、書き込み跡が残り、利用上支障が生じるもの
- ・消すことにより、絵等の退色または汚れが生じるもの

(5) ページ破れ、欠損

- ・修理しても、文字（情報）の判読に支障が生じるもの
- ・破れが複数ページ、数か所に及ぶもの
- ・ページ切り取り、破れたページが無いもの

(6) 付録紛失

- ・紛失により、利用に支障のあるもの

(7) 折り癖・噛み跡

- ・折り癖により、利用に支障のあるもの
- ・ペット等の噛み跡により、破損したもの

(8) 臭い、べたつき、傷

- ・たばこ臭等、臭いが取れないもの
- ・べたつきやページが接着しているもの
- ・傷があるもの（破損の範囲による）

(9) 異物等の挟み込み

- ・衛生上問題のある異物が挟み込まれ取れないもの
- ・挟みこまれている異物を取り除いても汚れ、染み等が生じるもの

3 視聴覚資料の弁償基準

- ・本人の過失による紛失
- ・再生機器で再生できない状態になった場合
- ・再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合

〈根拠〉

志木市立図書館管理規則第6条